

議案第49号

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の制定について

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

三田市職員の特殊勤務手当条例（平成18年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例）

- 2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、職員が新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が指定するものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。
- 3 前項に規定する作業に従事した場合における防疫作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として市長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三田市職員の特殊勤務手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三田市職員の特殊勤務手当条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。